写

伊東市公告第１０８号

下記の業務について、公募型プロポーザルへの参加募集を行うので、次のとおり公告する。

令和８年１０月８日

伊東市長　杉本　憲也

記

１　公募型プロポーザルに付する事項

(1)　業務名　　ふるさと伊東応援事業推進業務委託

(2)　業務内容　　ふるさと伊東応援事業推進業務委託公募型プロポーザル実施要領及びふるさと伊東応援事業推進業務委託仕様書（別紙１）のとおり

(3)　契約期間等　優先交渉事業者との協議が成立した後、運用開始日までの間に契約を締結し、契約期間は令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。

(4)　予算概要等　本業務に係る予算は、寄附金額の６％（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

２　公募型プロポーザル参加資格

(1)　法人格を有していること。

(2)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号の規定に該当しない者であること。

(3)　本事業に係る公募の日から契約締結の日までの間に、本市から指名停止を受けていないこと。

(4)　直近１年間において、国税及び地方税に滞納がない者であること。

(5)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けているものを除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けているものを除く。）でないこと。

(6)　参加者又は参加者の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

(7)　令和９年４月１日の時点で本市又は隣接する自治体に事業所を設置し、本業務を遂

行するための専門知識を有した経験年数３年以上の専従責任者を常駐配置し、業務を遂行する体制が取れること。

3　担当課

〒４１４－８５５５　静岡県伊東市大原二丁目１番１号

伊東市観光経済部産業課商工労働係

電話　：０５５７－５２－３３０５

ＦＡＸ：０５５７－３８－２８６７

E-mail：sangyou@city.ito.shizuoka.jp

4　実施要領等の配布

⑴　配布場所　「３　担当課」に同じ。又は市ホームページからダウンロードも可

⑵　配布期間　令和８年１０月８日（木）から令和８年１０月２２日（木）まで。ただし、配布期間のうち土日祝日を除く、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

5　参加手続等

⑴　参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア　提出期限　令和８年１０月２２日（木）午後５時（郵送の場合には同日必着とする。）

イ　提出場所　「３　担当課」に同じ。

ウ　提出方法　持参又は郵送（簡易書留等追跡サービス付きの方法）によること。（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）

⑵　参加資格の確認等

「２　公募型プロポーザル参加資格」に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に対し、企画提案書の提出を要請する。

⑶　企画提案書の提出

⑵で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア　提出期限　令和８年１１月５日（木）午後５時（郵送の場合は同日必着とする。）

イ　提出場所　「３　担当課」に同じ

ウ　提出方法　持参又は郵送（簡易書留等追跡サービス付きの方法）によること。
（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）

エ　提出部数　９部（正本１部、写し８部）

6　失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

⑴　書類等の提出方法、作成方法等が本要領に適合していないとき。

⑵　企画提案書の提出期限後に見積書の金額を訂正したとき。

⑶　虚偽の参加表明を行い、参加資格を得たとき。

⑷　プロポーザルの手続の過程で、前記２の規定に抵触することが明らかになったとき。

⑸　書類等に虚偽の記載があったとき。

⑹　応募者がプレゼンテーションに出席しないとき。

⑺　見積書の額が、前記１⑷に示した上限を超過しているとき。

7　企画提案の審査方法及び優先交渉事業者の選定

提出された書類及び提案者プレゼンテーションについて、ふるさと伊東応援事業推進業務委託審査会において、実施要領等で定めた審査項目及び評価基準に基づいて採点し、評価が最も高い参加者から第一契約候補者、次点契約候補者を選定する。

なお、参加者多数の際には、プレゼンテーション前に書類審査を実施する場合がある。書類審査を実施する際にはその旨を事務局より参加者へ連絡する。また、審査の結果、全員が一定の基準に満たない場合は契約候補者を選考しない場合がある。

8　契約に関する基本事項

⑴　契約の締結

第一契約候補者に選定された者と契約締結交渉を行い、事業内容等の協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとする。なお、事業者は契約の際には改めて見積書を提出するものとする。

⑵　契約保証金

要する。ただし、伊東市契約規則（昭和３９年伊東市規則第４号）第２３条の規定に該当する場合は免除する。

⑶　契約書作成の要否

要する。

⑷　支払条件

原則として、毎月の業務報告を確認の上、後払とする。

9　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

⑵　参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する一切の費用は、提出者の負担とする。

⑶　提出された書類は返還しない。

⑷　提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

⑸　本公告に示した内容については、プロポーザルへの参加に関する概要を示したものであることから、参加を希望する事業者は、「ふるさと伊東応援事業推進業務委託公募型プロポーザル実施要領」を必読し、本プロポーザルへ臨むこと。

以上